

平成30年（あ）第1333号 強制わいせつ致傷，公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（千葉県）違反，建造物侵入，傷害被告事件
平成31年4月19日 第二小法廷判決

主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中130日を本刑に算入する。

理 由

弁護士立見広志の上告趣意のうち，規定違憲をいう点は，平成28年法律第54号による改正前の刑訴法157条の3，157条の4の各規定が憲法37条1項，2項前段，82条1項に違反しないことは，当裁判所の判例（最高裁昭和24年（れ）第731号同25年3月15日大法廷判決・刑集4巻3号355頁，最高裁昭和24年（れ）第1873号同25年3月15日大法廷判決・刑集4巻3号371頁，最高裁昭和26年（れ）第2518号同30年4月6日大法廷判決・刑集9巻4号663頁，最高裁昭和29年（あ）第1400号同31年12月26日大法廷判決・刑集10巻12号1746頁，最高裁昭和29年（秩ち）第1号同33年2月17日大法廷決定・刑集12巻2号253頁）の趣旨に徴して明らかであるから（最高裁平成16年（あ）第1618号同17年4月14日第一小法廷判決・刑集59巻3号259頁参照），理由がなく，その余は，違憲をいう点を含め，実質は単なる法令違反，事実誤認，量刑不当の主張であって，刑訴法405条の上告理由に当たらない。

よって，同法408条，181条1項ただし書，刑法21条により，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 菅野博之 裁判官 山本庸幸 裁判官 三浦 守 裁判官 草野耕一）